

地方税電子化協議会が行う番号確認について

- 地方税電子化協議会は、個人事業主からeLTAXを通じて、「給与支払報告書、退職所得の納入申告に係る申告書、償却資産課税に係る申告書、事業所税に係る申告書(以下、申告書等)」を受け付ける際、個人番号関係事務実施者として、「番号確認書類」又は「過去に提供を受けたファイル」により、番号確認を行う。
- 番号確認書類の添付が必要となるケースについては、以下のとおり。

(1) 事業の新規開始など、初めて申告書等を提出する場合

(2) 申告書等の提出先団体に、提出実績のある団体が1団体も含まれない場合

◇ (2)イメージ(添付必要)

[提出実績のある団体が含まれない場合]



◇ 参考(添付不要)

[提出実績のある団体が含まれる場合]



31年以降提出される申告書等については、以下の検討を行う。

➢ (2)に該当していても、eLTAXを通じた提出実績がある者は、添付不要となる。

➢ (1)(2)に該当していても、本人がマイナンバーカードにより申告書等に署名する場合には、添付不要となる。

注) 申告書等の提出実績は、申告書の種類を問わず、また、マイナンバー制度施行後(28年1月以降)の申告書等の提出に基づく。
(例えば、既に償却資産課税に係る申告書を提出しており、その後、事業所税に係る申告書を提出する場合、番号確認書類の添付は不要。)